

議会からみた市町村合併の法手続について

項 目

- 「市町村の合併」とはどのようなことですか。
- 市町村合併の法律上の根拠は何ですか。
- 市町村合併はどのような手続にしたがって行われるのですか。
- 合併協議会というのはどのような組織なのですか。
- 合併協議会設置の直接請求(いわゆる住民発議)の制度はなぜ設けられたのですか。
- 同一内容(広域7町合併協議会の設置を求める)による直接請求(合併特例法第4条の2による住民発議)は、どのような手続きにしたがって行われるのですか。
- 合併協議会の設置を問う住民投票は、どのように行われるのですか。

説 明

- 「市町村の合併」とはどのようなことですか。
- 1. 合併特例法の対象となる「市町村の合併」とは、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」を指すとされています(合併特例法第2条)。
 - すなわち、市町村の合体、編入、分割、分立(これらを総称して地方自治法では「市町村の廃置分合」と呼んでいる。項目(2)参照)のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少(市町村の法人格が消滅)するものについて、「市町村の合併」と定義されています。
- 2. 「市町村の合併」は通常、新設合併(いわゆる対等合併)と編入合併(いわゆる吸収合併)の2つに分けることができます。
 - 具体的にいうと、新設合併とは、A町とB町を廃してその区域をもってC町を設置するような場合がこれに該当します。つまり、新設合併の場合には、必ず市町村の法人格の消滅(A町とB町の法人格の消滅)とともに新しい法人格の発生(C町)が伴うのです。
 - 一方、編入合併とは、例えば、D町を廃しその区域を町に編入する処分がこれに該当します。編入合併の場合には編入する市町村(吸収する市町村・E町)の法人格は、合併によってなんら影響を受けず、その区域の全部又は一部が編入される市町村(吸収される市町村...D町)については、多くはその法人格が消滅することとなります。

合併特例法(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(昭六〇法一四・一部改正)

地方自治法(市町村の廃置分合及び境界変更)

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

市町村の合併の法律上の根拠は何ですか。

1. 「市町村の合併」はあくまでも、「市町村の廃置分合」の一形態ですから、その法律上の根拠は、「市町村の廃置分合」について規定した地方自治法第7条にあります。そして、「市町村の合併」について、さまざまな法律の特例措置を定めているのが「市町村の合併の特例に関する法律」(いわゆる「合併特例法」)です。原則として「市町村の合併」については、この合併特例法を通用することとなります。
2. 合併特例法は、昭和40年3月29日法律第6号をもって公布され、公布日から施行されました。

その後、昭和50年3月28日法律第5号によりその有効期間を約10年延長され、昭和60年3月30日法律第14号により通用対象を指定都市にまで拡大し、地方債の配慮規定を加えるなどの改正をした上で有効期間が再び10年延長されました。

そして、平成7年3月29日法律第50号により、合併協議会設置の請求に関する規定を加えるなど大幅な改正をした上で、さらに有効期間を10年延長することとなっています。平成14年3月30日法律第4号により、合併協議会設置に関する住民投票規定を加えました。

市町村の合併はどのような手続にしたがって行われるのですか。

市町村の合併に関わる一般的な手続はおおむね次のようになっています。

合併協議会の設置

合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う(合併特例法第3条)

合併協議会は、市町村建設計画の作成・変更にあたっては、あらかじめ、都道府県知事に協議を行う(合併特例法第5条第3項)

関係市町村による申請

合併をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に申請を行う(地方自治法第7条第1項及び第5項)

都道府県知事による決定

都道府県知事は、関係市町村による申請に基づき、当該都道府県の議会の議決を経て、市町村の合併を定める(地方自治法第7条第1項)

この場合に、当該合併により、市が新たに置かれることとなるとき等は、都道府県知事は、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない(地方自治法第7条第2項)

自治大臣への届出及び告示等

都道府県知事は、市町村の合併を定めたときは、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない（地方自治法第7条第1項）

この届出を受理したときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。市町村の合併の処分は、自治大臣の告示によりその効力を生ずる（地方自治法第7条第6項及び第7項）

地方自治法（協議会の設置）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

合併特例法（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

合併特例法（市町村建設計画の作成及び変更）

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
 - 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - 三 公共的施設の総合整備に関する事項
 - 四 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

10 第四項及び第五項の規定は、第七項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

(平七法五〇・追加、平一一法八七・平一一法一六〇・平一四法四・一部改正)

地方自治法(市町村の廃置分合及び境界変更)

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(昭二二法一六九・全改、昭二七法三〇六・昭三五法一一三・昭三六法二三五・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

合併協議会というのはどのような組織なのですか。

1. 合併協議会は地方自治法第252条の2により設置されるもので、設置に当たっては地方自治法による手続きが必要です。つまり、関係市町村の協議により規約を定めなければならず、この協議には議会の議決が必要となっています。地方自治法上の協議会としては 管理執行のための協議会、連絡調整のための協議会及び 計画作成のための協議会の3種類が存在していますが、合併協議会はこのうち連絡調整及び計画作成の双方の性格を有するものです。

つまり一言でいうと、合併協議会とは、合併を行うこと自体の可否も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であるということです。なお、合併特例法第3条第2項及び第3項では、合併協議会の組織について、自治法の特例を定めています。

2. 合併協議会の設置は、義務的なものではありませんが、市町村建設計画の作成その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う場であること、合併協議会で作成される市町村建設計画に基づく事業についてのみ合併特例法上の財政措置が受けられることなどを考えると、合併関係市町村が事前に話し合いを行う場としての合併協議会が設けられることが必要であると考えられています。なお、合併協議会は、これまで、合併特例法本則を適用した合併においてはすべて設置されています。

合併特例法（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 次条第十八項又は第四条の二第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第四条の二第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（平七法五〇・追加、平一一法八七・平一四法四・一部改正）

合併協議会設置の直接請求（いわゆる住民発議）の制度はなぜ設けられたのですか。

市町村の合併については、地域の実情に応じながら、関係市町村の当局や住民の意向を尊重されることが必要です。

従来市町村の合併の制度では、合併に至るまでの主導権を関係市町村の長や議会が持っているため、関係市町村当局の意向に沿って進められてきました。しかしながら、市町村の長や議会が合併に対して消極的な場合には、住民が積極的であっても、合併について具体的に検討する場が設けられないなど、住民の意向が間接的にしか反映されないこともありました。

一方、近年は全国各地で、住民や地域の経済団体などから合併を目指した活発な取組みがなされています。このような動きに対応した法制度を設けることで自主的な合併を推進し、また、合併を提起するチャンネルを多様化することで、住民の関心を高め、合併への機運を醸成する効果を期待するものです。

このように、合併特例法第4条及び第4条の2に定める合併協議会設置の直接請求制度（いわゆる住民発議制度）は、行政のイニシアティブだけでなく住民等のイニシアティブにより市町村の合併が進められていくよう設けたものです。

合併特例法

（合併協議会設置の請求）

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求すること

ができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、合併請求市町村の長にあつては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあつては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行つた日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

14 第十項又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

18 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

19 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）に通知しなければならない。

20 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項、第四項、第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

（平七法五〇・追加、平一一法八七・平一四法四・一部改正）

（同一請求による合併協議会設置の請求）

第四条の二 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。

- 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 8 同一請求関係市町村の長は、第六項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（以下この条において「基準日」という。）をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行つた日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行つた日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 12 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた旨のものであつた場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを

通知しなければならない。

17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。

27 すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

28 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知しなければならない。

29 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は、前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六十分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十

項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は、前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の第二十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

3 1 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第三章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾こう引に関する規定は、この限りではない。

3 2 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

3 3 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。（平一一法八七・追加、平一四法四・一部改正）

同一内容（広域7町合併協議会の設置を求める）による直接請求（合併特例法第4条の2による住民発議）は、どのような手続きにしたがって行われるのですか。
同一請求（広域7町合併協議会）による直接請求（住民発議）は、次の手続きの流れで行われます。

各々の町ごとに有権者の1/50以上（上牧町は約400人）の署名で請求が成立し、各町議会に同一内容（広域7町合併協議会設置）が付議されます。

7町議会とも可決した場合は、広域7町合併協議会が設置されます。

一部の町か、全7町の議会が否決した場合は、合併特例法の改正（平成14年3月31日施行）により住民投票によって協議会設置の可否を問うことになりました。

合併協議会の設置を問う住民投票は、どのように行われるのですか。

同一請求（広域7町合併協議会）による直接請求（住民発議）について、一部の町議会か、全7町の議会がすべて否決した場合は、その町長による請求か、それがなかった場合に有権者の1/6以上（上牧町は約3,400人）の署名で住民投票が行われます。

そして、有効投票の過半数が広域7町合併協議会の設置に賛成した場合、議会が可したものとみなされます。つまり、議会の議決なしに協議会が設置されます。（合併特例法第4条の2）

以上